

平成 25 年度

行政 監 査 報 告 書

宇 部 市 監 査 委 員

宇 監 第 1 5 2 号

平成 2 5 年 (2013 年) 1 1 月 1 4 日

宇 部 市 議 会 議 長 植 松 洋 進 様

宇 部 市 長 久 保 田 后 子 様

宇部市教育委員会委員長 縄 田 和 光 様

宇部市監査委員 井 本 英 文

同 藤 本 憲 三

同 志 賀 光 法

行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項の規定により行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり結果に関する報告を提出します。

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査の種類	1
2	監査のテーマ	1
3	監査の目的	1
4	監査の対象	1
5	監査の期間	1
6	監査の方法	1
7	監査の主な着眼点	2
第2	債権の法的性格による分類	2
第3	監査の結果	4
1	市 税	4
2	国民健康保険税・国民健康保険料	6
3	後期高齢者医療保険料	9
4	介護保険料	11
5	児童福祉費負担金（保育所保育料）	12
6	児童扶養手当扶助費返納金収入	14
7	扶助費返還金・戻入金収入	16
8	住宅使用料	17
9	土地建物貸付収入	18
10	同和福祉援護資金貸付金元利償還金収入	19
11	住宅資金貸付金元利償還金収入	20
12	災害援護資金貸付金元利償還金収入	21
13	高額療養費貸付金還付金収入	22
14	学校給食費収入	23
15	水洗便所改造資金貸付金	24
第4	ま と め	26
<資料>	平成24年度収入未済額一覧表	28

- (注) 1 文中及び各表中の金額は、原則として千円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。
したがって、合計額と内訳が一致しない場合がある。
- 2 文中に用いる「ポイント」とは、パーセンテージ間又は指数間の差引数値である。
- 3 文中及び各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「－」 …… 該当数値がない又は算出不能のもの

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく事務の執行についての監査（行政監査）

2 監査のテーマ

収入未済に係る債権管理について

3 監査の目的

「平成24年度宇部市決算及び基金の運用状況を示す書類の審査意見書」でも述べているが、次表に示すとおり一般会計、特別会計及び基金における収入未済額の合計は、市税を中心とした徴収体制の整備など一定の努力の結果、減少傾向にはあるものの、平成24年度末で未だ5,205,699千円と高額で推移しており、収入未済額の縮減は、財源確保のみならず、市民負担の公平性の確保や効率的な事務の執行の点からも厳正な対応が求められるところである。

そこで、これらに係る債権管理事務について、合规性及び効率性といった視点から調査し、適正な債権管理とさらなる財源確保に資することを目的として監査を実施した。

【収入未済額の推移】

（単位：千円）

会計	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
一般会計	2,547,390	2,640,179	2,721,634	2,813,280	2,762,222
特別会計	2,647,866	2,690,756	2,627,011	2,776,469	2,659,228
基金	10,443	11,144	12,387	13,890	15,554
合計	5,205,699	5,342,079	5,361,032	5,603,639	5,437,004

※ 平成24年度の収入未済額5,205,699千円の内訳は、28頁の一覧表のとおりである。

4 監査の対象

平成24年度の一般会計、特別会計及び基金の決算において100万円以上の収入未済額のある債権で、継続的に債権管理を行っている所属の管理事務を対象とした。

（3頁の表参照）

5 監査の期間

平成25年9月2日から同年11月13日まで

6 監査の方法

監査にあたっては、監査対象課等に対し監査資料の提出を求め、収入に係る証拠書類、滞納整理に係る関係書類を抽出調査するとともに、必要に応じて関係職員から実情を聴取して実施した。

7 監査の主な着眼点

- (1) 収入未済の解消・縮減に向けて、的確な目標設定のもと、十分な徴収対策が採られているか。
- (2) 滞納整理及び処分が根拠法令等に基づき適正かつ厳正に行われているか。また、その管理体制は効率的、効果的なものとなっているか。

第2 債権の法的性格による分類

地方公共団体が管理する金銭債権は、処分や法令の規定による一定の事実行為等の公法上の原因に基づいて発生する債権（以下「公債権」という。）と契約等の私法上の原因に基づいて発生する債権（以下「私債権」という。）に大きく二つに区分される。

さらに、公債権は、強制徴収（滞納処分）ができるもの（以下「強制徴収公債権」という。）と強制徴収（滞納処分）ができないもの（以下「非強制徴収公債権」という。）に区分される。

「強制徴収公債権」、「非強制徴収公債権」、「私債権」は、それぞれ債権管理の方法や時効制度等が次表に示すとおり、その取扱いが異なるため、債権管理に当たっては十分な注意が必要で、個々の債権の法的性格に応じて取り扱うことがポイントとなる。

【債権の分類】

分類	地方公共団体の債権			
	公法上の債権			私法上の債権
	強制徴収（滞納処分）ができる		強制徴収（滞納処分）ができず、強制執行が必要	
	地方税	分担金、加入金、過料、法律で強制徴収に関して定めのある使用料その他の歳入	法律で強制徴収に関して定めのない使用料、手数料等	契約等の私法上の原因に基づくもの（財産収入、貸付金等）
督促	地方税法第329条第1項ほか	地方自治法第231条の3第1項		地方自治法施行令第171条
延滞金	地方税法第326条第1項ほか	地方自治法第231条の3第2項 (宇部市延滞金の徴収に関する条例)		—
滞納処分	地方税法第331条ほか	地方自治法第231条の3第3項、 その他個別法の規定	—	
強制執行等	—		地方自治法施行令第171条の2	
消滅時効	原則5年（時効の援用は不要）			原則10年 （短期消滅時効が適用される債権も多数ある） ※時効の援用が必要
	地方税法第18条	地方自治法第236条第1項、 その他個別法の規定（※5年未満の債権もある）	地方自治法第236条第1項	
類型	① 強制徴収公債権	② 強制徴収公債権	③ 非強制徴収公債権	④ 私債権

監査の対象とした債権を上記により分類すると、次表のとおりである。

(単位：千円)

名 称	担当課等	収入未済額 (平成 24 年度 決算)	類 型
市税（市民税、固定資産税、 軽自動車税、都市計画税）	納税課	1,673,710	①強制徴収公債権
国民健康保険税	保険年金課	4,862	①強制徴収公債権
国民健康保険料	保険年金課	2,515,346	②強制徴収公債権
後期高齢者医療保険料	保険年金課	20,958	②強制徴収公債権
介護保険料	高齢者総合支援課	106,672	②強制徴収公債権
児童福祉費負担金（保育所保育料）	こども福祉課	60,980	②強制徴収公債権
児童扶養手当扶助費返納金収入	こども福祉課	8,196	③非強制徴収公債権
扶助費返還金・戻入金収入	生活支援課	121,287	③非強制徴収公債権
住宅使用料（※）	住宅課	123,069	③非強制徴収公債権
土地建物貸付収入	財政課	4,704	④私債権
同和福祉援護資金貸付金元利償還金 収入	人権・男女共同参画 推進課	189,155	④私債権
住宅資金貸付金元利償還金収入	人権・男女共同参画 推進課	333,097	④私債権
災害援護資金貸付金元利償還金収入	地域福祉課	21,491	④私債権
高額療養費貸付金還付金収入	地域福祉課	5,719	④私債権
学校給食費収入	学校給食課	1,778	④私債権
水洗便所改造資金貸付金	下水道経営課	10,163	④私債権
合 計		5,201,187	

※ 住宅使用料については、公債権か私債権かで見解が分かれているが、本市では公の施設の使用料に係る公債権として整理している。

第3 監査の結果

1 市税

公法上の債権であり、地方税法（国税徴収法）により滞納処分ができる強制徴収公債権である。消滅時効は5年（地方税法第18条第1項）であり、時効の援用を要しない（同条第2項）。

(1) 収入未済額及び不納欠損額の推移

(単位：千円、%)

区 分		調定額	収入済額	収入率	不納欠損額	収入未済額
平成24年度	現 年	24,268,350	23,843,930	98.3	—	424,420
	滞納繰越	1,776,430	391,623	22.1	135,518	1,249,290
	計	26,044,780	24,235,553	93.1	135,518	1,673,710
平成23年度	現 年	23,959,270	23,505,841	98.1	—	453,429
	滞納繰越	1,887,754	419,411	22.2	133,635	1,334,708
	計	25,847,024	23,925,252	92.6	133,635	1,788,137
平成22年度	現 年	24,264,505	23,766,200	97.9	—	498,305
	滞納繰越	1,985,202	450,324	22.7	142,125	1,392,753
	計	26,249,707	24,216,524	92.3	142,125	1,891,059
平成21年度	現 年	24,671,241	24,059,677	97.5	—	611,564
	滞納繰越	1,968,417	450,725	22.9	140,566	1,377,126
	計	26,639,658	24,510,402	92.0	140,566	1,988,690
平成20年度	現 年	26,245,476	25,607,978	97.6	—	637,499
	滞納繰越	1,950,468	400,963	20.6	217,540	1,331,964
	計	28,195,944	26,008,941	92.2	217,540	1,969,463

※ 収入済額には、還付未済額を含む。

平成24年度の調定額に対する収入率は93.1%であり、平成20年度の92.2%から0.9ポイント改善されている。

また、収入未済額は減少傾向にあり、平成24年度は1,673,710千円で、平成20年度の1,969,463千円に比べ295,753千円(15.0%)減少している。

不納欠損額の内訳は、次表のとおりである。

(単位：件、千円)

区 分	平成24年度		平成23年度		平成22年度		平成21年度		平成20年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
執行停止後 3年経過等	3,496	108,659	3,445	97,929	3,179	109,597	2,271	124,971	3,403	197,030
時効完成	2,504	26,859	3,665	35,706	3,752	32,528	2,099	15,596	2,441	20,510
合 計	6,000	135,518	7,110	133,635	6,931	142,125	4,370	140,566	5,844	217,540

また、科目別の収入未済額及び不納欠損額の推移は、次表のとおりである。

(上段：収入未済額、下段：不納欠損額、単位：千円)

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度
市 民 税	554,458	599,492	661,586	733,764	665,053
	37,102	41,018	41,600	17,583	61,224
固 定 資 産 税	932,356	989,730	1,020,221	1,038,593	1,079,072
	80,800	75,472	82,315	102,632	130,524
軽 自 動 車 税	32,905	34,850	40,031	43,934	46,011
	4,222	4,627	4,546	3,296	4,088
都 市 計 画 税	153,991	164,065	169,220	172,399	179,327
	13,394	12,518	13,664	17,056	21,704
合 計	1,673,710	1,788,137	1,891,059	1,988,690	1,969,463
	135,518	133,635	142,125	140,566	217,540

(2) 管理体制

ア 組織体制

平成 25 年度現在、納税課納税 1 係及び 2 係の 16 名で市税の徴収及び滞納整理事務を行っており、収納整理に関する事務は同課整理係 5 名が担当している。

イ 目標管理

平成 24 年度の収入率の目標は、現年度分 98.0%、滞納繰越分 21.5%と設定されており、それに対する実績はそれぞれ 98.3%、22.1%と、ともに目標を達成している。

目標達成に向けた主な取組としては、滞納者への早期対応としての納付案内センターの活用や、滞納整理計画の目標設定と進行管理、誓約不履行者への納付指導・分納管理の徹底などを行い、その他、差押物件のインターネット公売等も実施している。また、平成 25 年度からは、コンビニ収納等による納期内納付の推進に取り組んでおり、収入率の目標として、現年度分 98.25%、滞納繰越分 21.50%の数値目標を掲げている。

(3) 滞納整理事務

ア 督促

督促状は、地方税法第 329 条第 1 項ほかの規定により納期限後 20 日以内に発送されており、住所不明により返戻された督促状については公示送達を行っている。

イ 催告

督促状を発送し、指定納期限後なお未納の滞納者に対しては、必要に応じ、個別に書面、電話、訪問による催告を行っている。なお、納付案内センターにおける電話による納付案内等の平成 24 年度の実績は、延べ 30,983 件となっている。

(4) 滞納処分等

ア 差押

地方税法第 331 条第 1 項において、「督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき」は、「滞納者の財産を差し押さえなければならない。」とされている。

平成 24 年度は、債権の差押 337 件、不動産の差押 6 件を行っており、換価し滞納市税に充当した金額は 51,873 千円となっている。これを、5 年前の平成 20 年度の差押件数 186 件、換価金額 27,971 千円と比べると、ともに約 2 倍近い実績となっている。

イ 交付要求

地方税法第 331 条第 4 項において、「滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（中略）に対し、滞納に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。」とされている。これは、金融機関等が裁判所に競売事件を起こした場合等に、その換価代金から配当を受けるために裁判所に市の債権額を届け出るものであり、平成 24 年度は 131 件の交付要求を行っている。

ウ 不納欠損処分

平成 24 年度の不納欠損処分は 6,000 件 135,518 千円であり、その内訳は、地方税法第 15 条の 7 第 4 項の規定「滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したときは、消滅する。」によるものが 3,005 件 56,685 千円、同条第 5 項の規定「その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、（中略）その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。」によるものが 491 件 51,974 千円、第 18 条の規定（消滅時効）によるものが、2,504 件 26,859 千円となっている。

(5) 改善・検討を必要とする事項

債権の管理においては概ね適正な事務執行がなされていると認められたが、今後ともさらなる収入未済の縮減に努められたい。

2 国民健康保険税・国民健康保険料

国民健康保険税は、公法上の債権であり、地方税法（国税徴収法）により滞納処分ができる強制徴収公債権である。消滅時効は 5 年（地方税法第 18 条第 1 項）であり、時効の援用を要しない（同条第 2 項）。本市の国民健康保険税は、平成 16 年 11 月の合併により旧楠町から 124,287 千円を引き継いだものであり、平成 24 年度の収入未済額は 4,862 千円となっている。

国民健康保険料も同じく、公法上の債権であり、地方税法（国税徴収法）により滞納処分ができる強制徴収公債権である。消滅時効は、地方税とは異なり、国民健康保

険法第 110 条第 1 項により 2 年であり、地方自治法第 236 条第 2 項により時効の援用を要しない。

(1) 収入未済額及び不納欠損額の推移

(単位：千円、%)

区 分		調定額	収入済額	収入率	不納欠損額	収入未済額
平成 24 年度	現 年	4,004,506	3,585,159	89.5	—	419,347
	滞納繰越	2,575,915	175,737	6.8	299,317	2,100,861
	計	6,580,421	3,760,896	57.2	299,317	2,520,208
平成 23 年度	現 年	3,982,593	3,551,017	89.2	—	431,576
	滞納繰越	2,513,529	155,420	6.2	205,676	2,152,433
	計	6,496,122	3,706,437	57.1	205,676	2,584,009
平成 22 年度	現 年	3,966,550	3,528,640	89.0	—	437,909
	滞納繰越	2,550,208	172,730	6.8	293,260	2,084,218
	計	6,516,757	3,701,370	56.8	293,260	2,522,128
平成 21 年度	現 年	4,126,026	3,612,802	87.6	—	513,223
	滞納繰越	2,465,887	159,263	6.5	257,586	2,049,037
	計	6,591,912	3,772,065	57.2	257,586	2,562,261
平成 20 年度	現 年	4,391,432	3,865,404	88.0	—	526,028
	滞納繰越	2,376,300	151,486	6.4	264,588	1,960,226
	計	6,767,732	4,016,890	59.4	264,588	2,486,254

※ 国民健康保険税・国民健康保険料合算

※ 収入済額には、還付未済額を含む。

平成 24 年度の調定額に対する収入率は 57.2% であり、平成 20 年度の 59.4% から 2.2 ポイント下降している。

また、収入未済額は増加傾向にあり、平成 24 年度は 2,520,208 千円で、平成 20 年度の 2,486,254 千円に比べ 33,954 千円(1.4%)増加している。

なお、国民健康保険税、国民健康保険料ごとの収入未済額及び不納欠損額の推移は、次表のとおりである。

(上段：収入未済額、下段：不納欠損額、単位：千円)

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度
国民健康保険税	4,862	12,772	15,253	19,460	25,429
	7,385	2,189	3,301	4,433	2,310
国民健康保険料	2,515,346	2,571,237	2,506,874	2,542,801	2,460,825
	291,932	203,487	289,958	253,153	262,278
合 計	2,520,208	2,584,009	2,522,128	2,562,261	2,486,254
	299,317	205,676	293,260	257,586	264,588

(2) 管理体制

ア 組織体制

平成 25 年度現在、保険年金課保険 2 係の 7 名（臨時職員 1 名を含む。）で国民健康保険料（税を含む。）の収納管理及び滞納整理事務を行っている。

イ 目標管理

平成 24 年度の収入率の目標は、現年度分 91.0%、滞納繰越分 10.0%と設定されていたが、それに対する実績はそれぞれ 89.5%、6.8%と、ともに目標を達成できていない。

目標達成に向けた主な取組としては、滞納者への早期対応としての納付案内センターの活用や、財産調査を背景にした分納金額の増額及び管理の徹底などが掲げられていた。

平成 25 年度は、新たにコンビニ収納を導入し、納付環境の拡大による収入率向上の取組を進め、再度、現年度分 91.0%、滞納繰越分 10.0%の収入率の目標達成を目指している。

(3) 滞納整理事務

ア 督促

国民健康保険料の督促状は、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項ほかの規定により納期限後 20 日以内に発送されており、住所不明により返戻された督促状については公示送達を行っている。

イ 催告

督促状を発送し、指定納期限後なお未納の滞納者に対しては、年 3 回（8 月・12 月・2 月）一斉文書催告を行っている。また、必要に応じて、電話催告、臨戸訪問を行っている。

(4) 滞納処分等

ア 差押

地方自治法第 231 条の 3 第 3 項において、「分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方団体の歳入につき（中略）指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないとき」は、「地方税の滞納処分の例により処分することができる。」とされている。

国民健康保険料は、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定される歳入であることから、滞納処分に関する限り、地方税法及び同法施行令の規定が包括的に適用される。

平成 24 年度は、債権の差押 31 件（税を含む。）を行っており、換価し滞納保険税又は保険料に充当した金額は 2,653 千円となっている。これを、5 年前の平成 20 年度の差押件数 11 件、換価金額 1,374 千円と比べると、件数で約 3 倍、金額で約 2 倍の実績となっている。

イ 不納欠損処分

平成 24 年度の不納欠損処分は、国民健康保険税 537 件 7,385 千円、国民健康保

険料 14,882 件 291,932 千円であり、すべて 5 年又は 2 年の消滅時効成立によるものである。

(5) 改善・検討を必要とする事項

国民健康保険料の収入未済額は、平成 3 年度賦課分などかなり以前からの収入未済も多く、総額約 25 億円と高額で固定化している。一方、消滅時効は 2 年と市税等に比べ短期間であり、分納誓約などの時効の中断事由がなければ、援用を要することなく、債権は自動的に消滅するものである。

そこで、滞納のある世帯約 7,000 世帯のうち、特に社会保険加入や転出などで現在資格のない約 2,000 世帯について、既に 2 年の時効が成立し債権が消滅しているものを現在も滞納処分等の対象としてないか精査してみる必要がある。

3 後期高齢者医療保険料

公法上の債権であり、地方税法（国税徴収法）により滞納処分ができる強制徴収公債権である。消滅時効は、地方税とは異なり、高齢者の医療の確保に関する法律第 160 条第 1 項により 2 年であり、地方自治法第 236 条第 2 項により時効の援用を要しない。

(1) 収入未済額及び不納欠損額の推移

(単位：千円、%)

区 分		調定額	収入済額	収入率	不納欠損額	収入未済額
平成 24 年度	現 年	1,686,092	1,676,799	99.4	—	9,293
	滞納繰越	19,870	6,189	31.1	2,017	11,665
	計	1,705,962	1,682,988	98.7	2,017	20,958
平成 23 年度	現 年	1,586,723	1,580,061	99.6	—	6,662
	滞納繰越	17,607	6,614	37.6	262	10,731
	計	1,604,330	1,586,675	98.9	262	17,393
平成 22 年度	現 年	1,567,920	1,560,517	99.5	—	7,403
	滞納繰越	18,974	8,906	46.9	794	9,274
	計	1,586,894	1,569,423	98.9	794	16,677
平成 21 年度	現 年	1,600,447	1,589,361	99.3	—	11,086
	滞納繰越	15,481	8,355	54.0	—	7,125
	計	1,615,928	1,597,717	98.9	—	18,211
平成 20 年度	現 年	1,583,262	1,570,449	99.2	—	12,813

※ 収入済額には、還付未済額を含む。

後期高齢者医療制度は、平成 20 年度に創設されたものであり、収入未済額は被保険者数の増加等とともに増加傾向にあるが、収入率は 99%前後の高い数値を維持している。

(2) 管理体制

ア 組織体制

平成 25 年度現在、保険年金課後期高齢者医療係 5 名のうち 1 名が保険料の収納管理及び滞納整理事務を行っている。

イ 目標管理

収入未済額はわずかに増加傾向にはあるものの、収入率は約 99% と高い数値を維持しているため、収入率の数値目標等は特に設定されていない。

(3) 滞納整理事務

ア 督促

督促状は、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項ほかの規定により納期限後 20 日以内に発送されており、住所不明により返戻された督促状については公示送達を行っている。

イ 催告

督促状を発送し、指定納期限後なお未納の滞納者に対しては、年 5 回（4 月・6 月・10 月・12 月・2 月）催告書を送付し、年 4 回（5 月・8 月・9 月・12 月）文書催告を行っている。また、必要に応じて随時、電話催告、臨戸訪問を行っている。

(4) 滞納処分等

ア 差押

地方自治法第 231 条の 3 第 3 項において、「分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方団体の歳入につき（中略）指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないとき」は、「地方税の滞納処分の例により処分することができる。」とされている。

後期高齢者医療保険料は、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定される歳入であることから、滞納処分に関する限り、地方税法及び同法施行令の規定が包括的に適用される。

平成 24 年度は、債権の差押 3 件を行っており、換価し滞納保険料に充当した金額は 259 千円となっている。なお、平成 23 年度以前は、差押は行われていない。

イ 不納欠損処分

平成 24 年度の不納欠損処分は、246 件 2,017 千円であり、その内訳は、2 年の消滅時効成立によるものが 216 件 1,610 千円、地方税法第 15 条の 7 第 5 項の規定による執行停止即時消滅によるものが 30 件 406 千円となっている。

(5) 改善・検討を必要とする事項

債権の管理においては概ね適正な事務執行がなされていると認められたが、今後さらなる収入未済の縮減に努められたい。

4 介護保険料

公法上の債権であり、地方税法（国税徴収法）により滞納処分ができる強制徴収公債権である。消滅時効は、地方税とは異なり、介護保険法第 200 条第 1 項により 2 年であり、地方自治法第 236 条第 2 項により時効の援用を要しない。

(1) 収入未済額及び不納欠損額の推移

(単位：千円、%)

区 分		調定額	収入済額	収入率	不納欠損額	収入未済額
平成 24 年度	現 年	2,873,031	2,832,396	98.6	—	40,636
	滞納繰越	90,178	11,561	12.8	12,581	66,037
	計	2,963,209	2,843,956	96.0	12,581	106,672
平成 23 年度	現 年	2,182,574	2,153,525	98.7	—	29,050
	滞納繰越	84,970	11,414	13.4	13,280	60,276
	計	2,267,544	2,164,939	95.5	13,280	89,326
平成 22 年度	現 年	2,161,430	2,133,331	98.7	—	28,099
	滞納繰越	92,547	13,875	15.0	22,807	55,865
	計	2,253,977	2,147,206	95.3	22,807	83,965
平成 21 年度	現 年	2,161,598	2,130,342	98.6	—	31,256
	滞納繰越	95,299	13,999	14.7	21,370	59,930
	計	2,256,897	2,144,340	95.0	21,370	91,186
平成 20 年度	現 年	2,154,212	2,121,488	98.5	—	32,724
	滞納繰越	87,750	12,868	14.7	14,685	60,197
	計	2,241,961	2,134,356	95.2	14,685	92,921

※ 収入済額には、還付未済額を含む。

平成 24 年度の調定額に対する収入率は 96.0% であり、平成 20 年度の 95.2% から 0.8 ポイント改善している。

一方、収入未済額は、保険料の改定や第 1 号被保険者の増加に伴い増加傾向にあり、平成 24 年度は 106,672 千円で、平成 20 年度の 92,921 千円に比べ 13,751 千円 (14.8%) 増加している。

(2) 管理体制

ア 組織体制

平成 25 年度現在、高齢者総合支援課介護保険係 4 名のうち 2 名が保険料の収納管理及び滞納整理事務を行っている。

イ 目標管理

平成 24 年度の収入率の目標は、現年度分 98.68%、滞納繰越分 15.40% と設定されており、それに対する実績はそれぞれ 98.66%、12.82% と、特に滞納繰越分で目標を達成できていない。

平成 25 年度は、催告等の対策を強化することにより収入率向上の取組を進め、現年度分 98.67%、滞納繰越分 15.30% の収入率の目標を掲げている。

(3) 滞納整理事務

ア 督促

督促状は、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項ほかの規定により納期限後 20 日以内に発送されており、住所不明により返戻された督促状については公示送達を行っている。

イ 催告

督促状を発送し、指定納期限後なお未納の滞納者に対しては、年 5 回（8 月・10 月・12 月・2 月・4 月）催告書を送付し、年 2 回（8 月・12 月）文書催告を行っている。また、年 1 回（10 月）臨戸訪問を行っている。

(4) 滞納処分等

ア 差押

地方自治法第 231 条の 3 第 3 項において、「分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方団体の歳入につき（中略）指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないとき」は、「地方税の滞納処分の例により処分することができる。」とされている。

介護保険料は、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定される歳入であることから、滞納処分に関する限り、地方税法及び同法施行令の規定が包括的に適用される。

平成 24 年度は、債権の差押 1 件を行っており、換価し滞納保険料に充当した金額は 3 千円となっている。

イ 不納欠損処分

平成 24 年度の不納欠損処分は、3,050 件、12,581 千円であり、すべて 2 年の消滅時効成立によるものである。

(5) 改善・検討を必要とする事項

債権の管理においては概ね適正な事務執行がなされていると認められたが、今後ともさらなる収入未済の縮減に努められたい。

5 児童福祉費負担金（保育所保育料）

公法上の債権であり、地方税法（国税徴収法）により滞納処分ができる強制徴収公債権である。消滅時効は、地方自治法第 236 条第 1 項により 5 年であり、時効の援用を要しない（同条第 2 項）。

(1) 収入未済額及び不納欠損額の推移

（上段：収入未済額、下段：不納欠損額、単位：千円）

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度
児童福祉費	60,980	54,672	53,447	48,651	42,878
負 担 金	3,165	6,596	3,010	4,003	6,426

収入未済額は増加傾向にあり、平成 24 年度は 60,980 千円で、平成 20 年度の 42,878 千円に比べ 18,102 千円(42.2%)増加している。

(2) 管理体制

ア 組織体制

平成 25 年度現在、こども福祉課保育係の 4 名が保育料の収納管理及び滞納整理事務を行っている。

イ 目標管理

収入率の数値目標等は特に設定されていない。

(3) 滞納整理事務

ア 督促

督促状は、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項ほかの規定により納期限後 20 日以内に発送されており、住所不明により返戻された督促状については公示送達を行っている。

イ 催告

督促状を発送し、指定納期限後なお未納の滞納者に対しては、現年度分は 11 月に、過年度分は 5 月に前年度分、10 月に前年度以前分について書面により催告している。

(4) 滞納処分等

ア 差押

地方自治法第 231 条の 3 第 3 項において、「分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方団体の歳入につき（中略）指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないとき」は、「地方税の滞納処分の例により処分することができる。」とされている。

児童福祉費負担金は、地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定される歳入であることから、滞納処分に関する限り、地方税法及び同法施行令の規定が包括的に適用される。

しかし、これまで、滞納処分に係る事務への対応が現行体制では困難との理由で、差押等は行われていない。

イ 不納欠損処分

平成 24 年度の不納欠損処分は、公立保育園分 343 千円、私立保育園分 2,823 千円であり、ともに 5 年の消滅時効が成立したものである。

(5) 改善・検討を必要とする事項

ア 平成 24 年度の不納欠損額 3,165 千円は、すべて平成 18 年度賦課分である。消滅時効は 5 年であり、分納誓約等の中断事由がないかぎり、平成 24 年度末においては平成 19 年度賦課分は一部を除いて時効が成立していることになるが、全く不納欠損処分されておらず、平成 25 年度に調定が繰り越されている。

結果として、毎年度、1 年遅れで不納欠損処分をしている状況であり、これは債権の消滅した保育料がいまだ収入未済として計上されていることであり、財務

会計上適正な処理とはいえない。

今後は、時効の管理を徹底し、時効が完成した債権は適切な時期に不納欠損処分する必要がある。

イ 児童福祉費負担金は、市税や国民健康保険料と同じ強制徴収公債権であるが、これまで滞納処分は一度も行われていない。滞納処分に関しては、地方税法及び同法施行令の規定が包括的に適用され、地方税法第 331 条第 1 項においては、「督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき」は、「滞納者の財産を差し押さえないければならない。」とされている。

正当な理由もなく滞納処分を行わないことは、大部分の善良な納入者との間に不公平感を生むだけでなく、このことが市民の納付意識の向上に悪影響を及ぼしているといえる。

現行体制における人員やノウハウの不足という状況も考えられるが、年々収入未済額は膨らんできており、今後、市税や国民健康保険料などとの情報の共有化・連携を強化し、積極的な滞納処分を行う必要がある。

ウ 児童福祉費負担金の納入については、口座振替制度が導入されていない。当制度の導入は、納入者の利便性の向上に繋がるとともに、収入率の向上と徴収コストの軽減、滞納整理に係る労力の省力化が期待できることから、その導入について早急に検討する必要がある。

6 児童扶養手当扶助費返納金収入

公法上の債権であり、法律で強制徴収（滞納処分）に関して定めのない非強制徴収公債権である。消滅時効は、地方自治法第 236 条第 1 項により 5 年であり、時効の援用を要しない（同条第 2 項）。

(1) 収入未済額及び不納欠損額の推移

(上段：収入未済額、下段：不納欠損額、単位：千円)

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度
児童扶養手当	8,196	5,343	5,031	4,779	4,934
扶助費返納金収入	0	0	0	0	0

収入未済額は増加傾向にあり、平成 24 年度は 8,196 千円で、平成 20 年度の 4,934 千円に比べ 3,262 千円 (66.1%) 増加している。

(2) 管理体制

ア 組織体制

平成 25 年度現在、こども福祉課家庭福祉係 4 名のうち 1 名が収納管理及び滞納整理事務を行っている。

イ 目標管理

収入率の数値目標等は特に設定されていない。

(3) 滞納整理事務

ア 督促

督促状は、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項ほかの規定により納期限後 20 日以内に発送されている。

イ 催告

督促状を発送し、指定納期限後なお未納の滞納者に対しては、毎月文書催告し、また児童扶養手当受給中の者については、年 1 回の現況届提出時に直接納付指導を行っている。

(4) 滞納処分等

ア 強制執行

前述したように、児童扶養手当扶助費返納金収入は非強制徴収公債権であり、市として滞納処分はできず、訴訟手続により債務名義を取得して、裁判所へ強制執行の申立てを行う等の措置をとらなければならない。(地方自治法施行令第 171 条の 2)

なお、これまで、強制執行等の手続は行われていない。

イ 不納欠損処分

これまで不納欠損処分は行われていない。

(5) 改善・検討を必要とする事項

児童扶養手当扶助費返納金収入の収入未済額は、平成 14 年度から平成 24 年度まで毎年度計上され、その間一度も不納欠損処分されず、未納分はすべて平成 25 年度の調定に繰り越されている。一方、消滅時効は 5 年であり、分納誓約等の時効の中断事由がないかぎり、援用を要することなく債権は自動的に消滅するものであり、分割納付中のものを除いて、既に債権が消滅していると思われるものが一部に見受けられた。

債権の消滅した返納金がいまだ収入未済として計上されていることは、財務会計上適正ではなく、今後は、時効の管理を徹底し、時効が完成した債権は適切な時期に不納欠損処分する必要がある。

7 扶助費返還金・戻入金収入

公法上の債権であり、法律で強制徴収（滞納処分）に関して定めのない非強制徴収公債権である。消滅時効は、地方自治法第 236 条第 1 項により 5 年であり、時効の援用を要しない（同条第 2 項）。

(1) 収入未済額及び不納欠損額の推移

（上段：収入未済額、下段：不納欠損額、単位：千円）

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度
扶助費返還金	121,287	108,160	94,096	85,294	75,563
・戻入金収入	2,308	623	1,676	1,631	1,029

収入未済額は増加傾向にあり、平成 24 年度は 121,287 千円で、平成 20 年度の 75,563 千円に比べ 45,724 千円(60.5%)増加している。

(2) 管理体制

ア 組織体制

平成 25 年度現在、生活支援課給付係 5 名のうち 2 名が収納管理及び滞納整理事務を行っている。

イ 目標管理

収入率の数値目標等は特に設定されていない。

(3) 滞納整理事務

ア 督促

督促状は、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項ほかの規定により納期限後 20 日以内に発送されている。

イ 催告

督促状を発送し、指定納期限後なお未納の滞納者に対しては、年 1 回 7 月に書面による催告を行っている。

(4) 滞納処分等

ア 強制執行

前述したように、扶助費返還金・戻入金収入は非強制徴収公債権であり、市として滞納処分はできず、訴訟手続により債務名義を取得して、裁判所へ強制執行の申立てを行う等の措置をとらなければならない。(地方自治法施行令第 171 条の 2)

なお、これまで、強制執行等の手続は行われていない。

イ 不納欠損処分

平成 24 年度の不納欠損処分は、13 件、2,308 千円であり、すべて 5 年の消滅時効が成立したものである。

(5) 改善・検討を必要とする事項

平成 24 年度の不納欠損額 2,308 千円は、すべて平成 18 年度以前の調定分であ

る。消滅時効は5年であり、分割納付等の中断事由がないかぎり、平成24年度末においては平成19年度調定分は一部を除いて時効が成立していることになるが、全く不納欠損処分されておらず、平成25年度に調定が繰り越されている。

結果として、毎年度、1年遅れで不納欠損処分をしている状況であり、これは債権の消滅した返還金がいまだ収入未済として計上されていることであり、財務会計上適正な処理とはいえない。

今後は、時効の管理を徹底し、時効が完成した債権は適切な時期に不納欠損処分する必要がある。

8 住宅使用料

住宅使用料については、公債権か私債権かで見解が分かれているが、本市の所管課である住宅課においては公の施設の使用料に係る公債権として整理されているため、本監査においても公債権として監査を実施した。

法律で強制徴収（滞納処分）に関して定めのない非強制徴収公債権であり、消滅時効は、地方自治法第236条第1項により5年で、時効の援用を要しない(同条第2項)。

(1) 収入未済額及び不納欠損額の推移

(上段：収入未済額、下段：不納欠損額、単位：千円)

区 分	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
住宅使用料	123,069	124,055	123,365	122,472	125,567
	3,616	1,421	6,244	5,005	6,156

収入未済額は125,000千円前後で推移しており、平成24年度は123,069千円で、平成20年度の125,567千円に比べ2,498千円(2.0%)減少している。

(2) 管理体制

ア 組織体制

平成23年度から指定管理者制度を導入し、基本的な使用料の徴収及び滞納整理事務は指定管理者5名が行っている。指定管理者による納付指導後も納付状況が改善されない者及び納付指導に応じない者等の悪質な累積滞納者については、住宅課納付指導係2名が住宅明渡訴訟等を前提とした対応を行っている。

イ 目標管理

指定管理者との毎年度の協定の中で目標収入率を設定しており、平成24年度の数値目標は、現年度分は96.48%、滞納繰越分は14.20%で、それに対する実績はそれぞれ97.05%、14.13%で、滞納繰越分でわずかながら目標達成に至っていない。

(3) 滞納整理事務

ア 督促

督促状は、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項ほかの規定により納期限後 20 日以内に発送されている。

イ 催告

督促状を発送し、指定納期限後なお未納の滞納者に対しては、指定管理者が毎月文書催告、電話催告、訪問による催告を行っている。

(4) 滞納処分等

ア 強制執行

前述したように、住宅使用料は非強制徴収公債権であり、市として滞納処分はできず、訴訟手続により債務名義を取得して、裁判所へ強制執行の申立てを行う等の措置をとらなければならない。(地方自治法施行令第 171 条の 2)

平成 24 年度は、住宅明渡訴訟等の提起を 3 件、うち強制執行の申立てを 2 件行っている。

イ 不納欠損処分

平成 24 年度の不納欠損処分は、277 件 3,616 千円であり、5 年の消滅時効が成立したものである。

(5) 改善・検討を必要とする事項

債権の管理においては概ね適正な事務執行がなされていると認められたが、今後ともさらなる収入未済の縮減に努められたい。

9 土地建物貸付収入

私法上の債権であり、消滅時効は民法第 167 条第 1 項により 10 年とされているが、債務者による時効の援用がないかぎり、債権は自動的に消滅しない。(同法第 145 条)。

(1) 収入未済額及び不納欠損額の推移

(上段：収入未済額、下段：不納欠損額、単位：千円)

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度
土地建物貸付収入	4,704	6,192	6,536	5,961	5,482
	0	0	0	0	0

収入未済額は減少傾向にあり、平成 24 年度は 4,704 千円で、平成 20 年度の 5,482 千円に比べ 778 千円(14.2%)減少している。

(2) 管理体制

ア 組織体制

平成 25 年度現在、財政課財政係 2 名が収納管理及び滞納整理事務を行っている。

イ 目標管理

収入率の数値目標等は特に設定されていない。

(3) 滞納整理事務

ア 督促

督促状は、地方自治法施行令第 171 条ほかの規定により納期限後 20 日以内に発送されている。

イ 催告

必要に応じて、文書又は訪問により催告している。

(4) 滞納処分等

ア 強制執行

前述したように、土地建物貸付収入は私債権であり、市として滞納処分はできず、訴訟手続により債務名義を取得して、裁判所へ強制執行の申立てを行う等の措置をとらなければならない。(地方自治法施行令第 171 条の 2)

なお、これまで強制執行等の手続は行われていない。

イ 不納欠損処分

これまで不納欠損処分は行われていない。

(5) 改善・検討を必要とする事項

債権の管理においては概ね適正な事務執行がなされていると認められたが、今後もさらなる収入未済の縮減に努められたい。

10 同和福祉援護資金貸付金元利償還金収入

私法上の債権であり、消滅時効は民法第 167 条第 1 項により 10 年とされているが、債務者による時効の援用がないかぎり、債権は自動的に消滅しない。(同法第 145 条)。

(1) 収入未済額及び不納欠損額の推移

(上段：収入未済額、下段：不納欠損額、単位：千円)

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度
同和福祉援護 資金貸付金 元利償還金収入	189,155	185,962	182,477	182,871	182,167
	0	0	0	0	0

収入未済額は増加傾向にあり、平成 24 年度は 189,155 千円で、平成 20 年度の 182,167 千円に比べ 6,988 千円(3.8%)増加している。

貸付は平成 13 年で終了しており、最終返済は平成 31 年 9 月となっている。

(2) 管理体制

ア 組織体制

平成 25 年度現在、人権・男女共同参画推進課人権推進係 3 名のうち 2 名が償還

金の収納管理及び滞納整理事務を行っている。

イ 目標管理

収入率の数値目標等は特に設定されていない。

(3) 滞納整理事務

ア 督促

地方自治法施行令第 171 条ほかの規定に基づく納期ごとの督促状は発送されていない。

イ 催告

年 4 回（5 月・8 月・11 月・2 月）書面により催告している。

(4) 滞納処分等

ア 強制執行

前述したように、同和福祉援護資金貸付金元利償還金収入は私債権であり、市として滞納処分はできず、訴訟手続により債務名義を取得して、裁判所へ強制執行の申立てを行う等の措置をとらなければならない。（地方自治法施行令第 171 条の 2）

なお、これまで強制執行等の手続は行われていない。

イ 不納欠損処分

これまで不納欠損処分は行われていない。

(5) 改善・検討を必要とする事項

督促状の発送は時効中断の効力を有するものであるため、法令の規定に基づき納期ごとに発送する必要がある。

11 住宅資金貸付金元利償還金収入

私法上の債権であり、消滅時効は民法第 167 条第 1 項により 10 年とされているが、債務者による時効の援用がないかぎり、債権は自動的に消滅しない。（同法第 145 条）。

(1) 収入未済額及び不納欠損額の推移

（上段：収入未済額、下段：不納欠損額、単位：千円）

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度
住宅資金貸付金 元利償還金収入	333,097 0	332,754 0	332,637 0	330,394 0	325,828 0

収入未済額は増加傾向にあり、平成 24 年度は 333,097 千円で、平成 20 年度の 325,828 千円に比べ 7,269 千円(2.2%)増加している。

貸付は平成 8 年で終了しており、最終返済は平成 33 年 3 月となっている。

(2) 管理体制

ア 組織体制

平成 25 年度現在、人権・男女共同参画推進課人権推進係 3 名のうち 2 名が償還金の収納管理及び滞納整理事務を行っている。

イ 目標管理

収入率の数値目標等は特に設定されていない。

(3) 滞納整理事務

ア 督促

地方自治法施行令第 171 条ほかの規定に基づく納期ごとの督促状は発送されていない。

イ 催告

年 4 回（5 月・8 月・11 月・2 月）書面により催告している。

(4) 滞納処分等

ア 強制執行

前述したように、住宅資金貸付金元利償還金収入は私債権であり、市として滞納処分はできず、訴訟手続により債務名義を取得して、裁判所へ強制執行の申立てを行う等の措置をとらなければならない。（地方自治法施行令第 171 条の 2）

なお、これまで強制執行等の手続は行われていない。

イ 不納欠損処分

これまで不納欠損処分は行われていない。

(5) 改善・検討を必要とする事項

督促状の発送は時効中断の効力を有するものであるため、法令の規定に基づき納期ごとに発送する必要がある。

12 災害援護資金貸付金元利償還金収入

私法上の債権であり、消滅時効は民法第 167 条第 1 項により 10 年とされているが、債務者による時効の援用がないかぎり、債権は自動的に消滅しない。（同法第 145 条）。

(1) 収入未済額及び不納欠損額の推移

（上段：収入未済額、下段：不納欠損額、単位：千円）

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度
災 害 援 護 資 金 貸 付 金 元 利 償 還 金 収 入	21,491	21,685	21,722	22,663	21,895
	0	0	0	0	0

平成 24 年度の収入未済額は 21,491 千円で、平成 20 年度の 21,895 千円に比べ 404 千円(1.8%)減少している。

(2) 管理体制

ア 組織体制

平成 25 年度現在、地域福祉課地域福祉係 2 名が償還金の収納管理及び滞納整理事務を行っている。

イ 目標管理

収入率の数値目標等は特に設定されていない。

(3) 滞納整理事務

ア 催告

平成 22 年 2 月に催告状を送付し、それ以後催告はされていない。

(4) 滞納処分等

ア 強制執行

前述したように、災害援護資金貸付金元利償還金収入は私債権であり、市として滞納処分はできず、訴訟手続により債務名義を取得して、裁判所へ強制執行の申立てを行う等の措置をとらなければならない。(地方自治法施行令第 171 条の 2) なお、これまで強制執行等の手続は行われていない。

イ 不納欠損処分

これまで不納欠損処分は行われていない。

(5) 改善・検討を必要とする事項

催告については法律等に特に定めはないが、平成 22 年 2 月に催告状を送付した後、それ以降滞納者に対し催告等されておらず、債権の管理において適正な事務執行がなされているとはいえない。適切な時期に納付の催告、指導を行う必要がある。

13 高額療養費貸付金還付金収入

私法上の債権であり、消滅時効は民法第 167 条第 1 項により 10 年とされているが、債務者による時効の援用がないかぎり、債権は自動的に消滅しない。(同法第 145 条)。

(1) 収入未済額及び不納欠損額の推移

(上段：収入未済額、下段：不納欠損額、単位：千円)

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度
高 額 療 養 費					
貸 付 金	5,719	5,723	5,723	5,848	0
還 付 金 収 入	0	0	0	0	0

当該貸付金は、高額療養費貸付事業の原資として社会福祉法人に貸し付けたものであり、平成 20 年 3 月末で貸付金制度は廃止され、以降は滞納繰越分の償還事務のみとなっている。

(2) 管理体制

ア 組織体制

平成 25 年度現在、地域福祉課地域福祉係 2 名が償還金の滞納整理事務を行っている。

イ 目標管理

収入率の数値目標等は特に設定されていない。

(3) 滞納整理事務

ア 催告

毎年 11 月に実施している当該社会福祉法人の事業監査において催告している。

(4) 滞納処分等

ア 強制執行

前述したように、高額療養費貸付金還付金収入は私債権であり、市として滞納処分はできず、訴訟手続により債務名義を取得して、裁判所へ強制執行の申立てを行う等の措置をとらなければならない。(地方自治法施行令第 171 条の 2)

なお、これまで強制執行等の手続は行われていない。

イ 不納欠損処分

これまで不納欠損処分は行われていない。

(5) 改善・検討を必要とする事項

債権の管理においては概ね適正な事務執行がなされていると認められたが、今後ともさらなる収入未済の縮減に努められたい。

14 学校給食費収入

私法上の債権であり、消滅時効は民法第 173 条第 3 号により 2 年とされているが、債務者による時効の援用がないかぎり、債権は自動的に消滅しない。(同法第 145 条)。

(1) 収入未済額及び不納欠損額の推移

(上段：収入未済額、下段：不納欠損額、単位：千円)

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度
学校給食費収入	1,778	1,697	2,345	2,807	3,295
	438	609	633	668	715

収入未済額は減少傾向にあり、平成 24 年度は 1,778 千円で、平成 20 年度の 3,295 千円に比べ 1,517 千円(46.0%)減少している。

(2) 管理体制

ア 組織体制

学校給食費収入は、学校給食センター及び西岐波学校給食共同調理場から給食

を配膳している小学校 5 校、中学校 5 校に係る給食費であり、現年度分の収納管理は各学校で行い、過年度分の滞納整理事務は学校給食課給食係 2 名のうち 1 名が担当している。

イ 目標管理

収入率の数値目標等は特に設定されていない。

(3) 滞納整理事務

ア 督促

各学校において、「宇部市学校給食給食費未納対策マニュアル」に沿った督促を行っている。

イ 催告

過年度分について、学校給食課が学校経由で催告書を送付している。

(4) 滞納処分等

ア 強制執行

前述したように、学校給食費収入は私債権であり、市として滞納処分はできず、訴訟手続により債務名義を取得して、裁判所へ強制執行の申立てを行う等の措置をとらなければならない。(地方自治法施行令第 171 条の 2)

なお、これまで強制執行等の手続は行われていない。

イ 不納欠損処分

平成 24 年度の不納欠損処分は、14 件 438 千円であり、平成 19 年度の給食費未納分である。

(5) 改善・検討を必要とする事項

学校給食費収入は私債権であり、時効の援用によって 2 年で債権が消滅することになるため、早期の回収努力と適切な時効管理が必要である。

15 水洗便所改造資金貸付金

私法上の債権であり、消滅時効は民法第 167 条第 1 項により 10 年とされているが、債務者による時効の援用がないかぎり、債権は自動的に消滅しない。(同法第 145 条)。

(1) 収入未済額及び不納欠損額の推移

(上段：収入未済額、下段：不納欠損額、単位：千円)

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度
水洗便所改造 資金貸付金	10,163 0	10,864 0	12,107 0	13,610 0	15,274 0

貸付事務は平成 16 年度で終了し、平成 20 年度が最終の納期限であったため、平成 21 年度以降は滞納繰越分の償還事務のみである。

平成24年度の収入未済額は10,163千円で、平成20年度の15,274千円に比べ5,111千円(33.5%)減少している。

(2) 管理体制

ア 組織体制

平成25年度現在、下水道経営課業務係2名のうち1名が償還金の収納管理及び滞納整理事務を行っている。

イ 目標管理

収入率の目標については、年5%を目標として設定している。

(3) 滞納整理事務

ア 催告

年1回10月に書面による催告を行い、必要に応じ臨戸訪問している。

(4) 滞納処分等

ア 強制執行

前述したように、水洗便所改造資金貸付金は私債権であり、市として滞納処分はできず、訴訟手続により債務名義を取得して、裁判所へ強制執行の申立てを行う等の措置をとらなければならない。(地方自治法施行令第171条の2)

なお、これまで強制執行等の手続は行われていない。

イ 不納欠損処分

これまで不納欠損処分は行われていない。

(5) 改善・検討を必要とする事項

債権の管理においては概ね適正な事務執行がなされていると認められたが、今後もさらなる収入未済の縮減に努められたい。

第4 まとめ

平成24年度において、本市の一般会計、特別会計及び基金における収入未済額の総額は5,205,699千円で、近年わずかに減少傾向にはあるものの、50億円を超える高額で固定化している。

市税については、地方税法に基づき市民が等しく納税の義務を負うものであり、また、税以外の国民健康保険料、介護保険料、住宅使用料などについては、行政サービスの受益者が特定され、受益者が負担する財源をもって当該事業運営が維持されるものである。したがって、市自らがなすべき徴収事務を怠ることなく確実に履行することが重要であり、このことが納入者の納付意識の高揚につながり、市民負担の公平性と受益者負担の徹底が図られるものである。

地方分権時代における自主財源の確保は、市民福祉の増進を図るための最重要課題となっており、市税、国民健康保険料、介護保険料、住宅使用料などの収入率の向上については、全職員一人ひとりが収入未済に対する共通の意識を持って、積極的に取り組まれることを期待するものである。

なお、収入未済の解消及び縮減に向けた具体的な目標設定のない所管課等も見受けられるので、今後は的確な目標設定のもと、収入未済の解消に努められるよう望むものである。

そこで、ここでは、収入未済の発生から滞納整理、不納欠損処分等に至る事務の流れを監査した結果、全庁的に共通する項目や改善・検討すべき事項について、包括的な意見を述べる。

1 滞納者情報の共有化について

平成19年3月27日付け総務省自治税務局企画課長通知「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」において、地方税の滞納処分の例により処分することができる債権については、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、滞納者の財産情報を利用することは差し支えないとされている。

今回の監査で対象とした各債権（収入未済）については、それぞれ各担当課ごとに管理、徴収業務が行われており、滞納管理に係るシステム等（債権管理簿等を含む。）も別々に構築されており、一部を除いて滞納者ごとの滞納情報の共有はされていない。

複数の債権を滞納している者が存在する場合、情報を共有し、名寄せを行うことができれば、債務者の状況に応じた債権保全、債権回収、徴収停止、納付交渉等の一元化が可能となり、事務の効率化を図ることができると思われる。また、滞納債権の管理上知り得た財産情報を別の滞納債権の回収に活用できれば、より効率的に回収の強化を図ることができる。したがって、このような滞納情報の共有化の仕組みづくりについて、法令及び宇部市個人情報保護条例の制約等を勘案しつつ、全庁的な取組を進めていただきたい。

特に、同じ強制徴収公債権である市税、国民健康保険料、介護保険料、児童福祉費負担金（保育所保育料）等においては滞納者の情報の共有化をさらに進め、さらなる

滞納処分の強化に努められたい。

2 債権管理マニュアルの作成について

前述したように、市が取り扱う債権は、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権に分類され、それぞれの法令に基づき管理しなければならないことから、非常に複雑なものとなっており、これらの債権の違いや法令根拠を体系的に理解していなければ、公債権・私債権を問わず適正な管理は望めない。

債権の発生から完結に至るまでの一連の事務手続を適正かつ効率的に進めるためには、債権の性質から具体的な徴収手続や基準を示したマニュアルが必要と考えるが、今回の監査で対象とした債権を所管する課等において、個別の事務についてのマニュアルや要領等は一部で見受けられたものの、総合的なマニュアルは整備されていない。

全庁統一的な債権管理事務が合規的かつ効率的に行えるよう、債権の発生から完結に至るまでのプロセスとそれぞれの段階で講じるべき措置等を分かりやすく定めた債権管理マニュアルの作成について検討されたい。

3 合規的かつ効率的な債権整理の促進について

収入未済の解消に向けては、公金である性質上でき得る限りの労力を傾け回収に努めるべきことは言うまでもないが、一方では、法的に時効消滅した債権を存続しているとして管理したり、明らかに回収が見込めない債権をいつまでも管理する非効率や漫然と放置する不適切も課題視すべきものである。納付が見込めない資産価値のない債権をいつまでも管理するのも相当なコストが必要なうえ、またそのような債権をバランスシートに資産として計上することも適切ではない。

他の自治体の例では、「私債権について一定の要件を満たせば放棄できる」とした、みなし債権消滅の条例の制定がされているが、本市においてはこのようなみなし債権消滅の規定は設けられていない。

債権の適正管理を図るためには、債権の保全、回収、整理といった事務処理の徹底を図ることが基本であるが、みなし債権消滅規定を含めた基本的な考え方を整理し、事務手続の統一基準を示した条例や規則等を制定し、合規的かつ効率的な債権管理が行えるよう配慮する必要がある。

